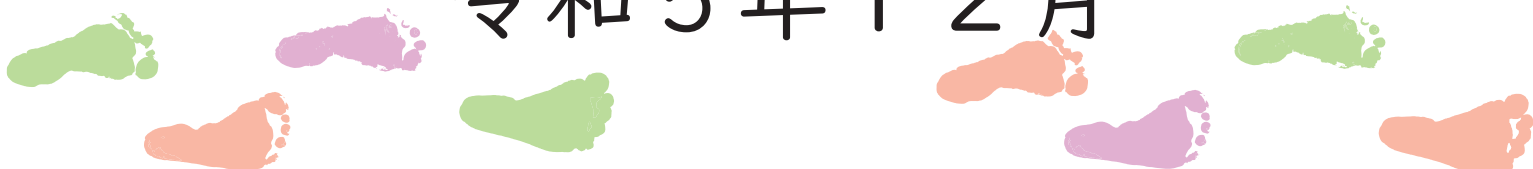


想いと誇りでつくる
おおくま

大熊町第三次復興計画
(概要版)



令和5年12月



—明るい未来を切り開く—



平成31年4月に町内の一部避難指示が解除され、大川原地区を最初の復興拠点と定め、新たなまちづくりを行ってまいりました。令和4年6月には、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、かつての町中心部であったJR大野駅周辺の賑わい創出のための整備に取り組んでいるところであります。

現在の町内は、商業施設や診療所、教育施設の整備により、一定の生活インフラが整備されており、少しずつではありますが町内の居住者が増えております。今後は、さらなる帰町者や移住者の増加を目指し、雇用の場や住宅、さらには余暇を楽しみつつ、健康増進を目的とした運動施設などを整備してまいります。

一方、少しずつ町内の復興が進む中、東日本大震災及び原子力発電所の事故から12年経過しても、町内の約半分は帰還困難区域となっており、帰町を望みながらも町外で多くの町民の皆さまが避難を継続しております。また、避難されている町民の皆さまの生活状況は様々で、家族の関係や職場・学校等の関係から帰町を断念されている方も多くいることも理解しております。ただし、町民アンケートの結果を見ると、「帰町することは難しいが、町との関りは続けていきたい」と、多くの方が“ふるさと大熊”とのつながりを求めていることがわかりました。町は、帰町を望む方には町内での安心した生活を送れるように、帰町が難しい方には、避難先自治体の協力をいただきながら、避難先での生活再建等の支援を継続的に行ってまいります。さらに、つながりの維持のため、町内でイベント等を多く開催することにより、“ふるさと大熊”での交流機会の拡大を図ってまいります。

町民の皆さまの生活再建と合わせ、町の課題である町内全域の避難指示解除に向けた取組も行っていきます。令和5年6月には「特定帰還居住区域」の制度が創設され、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うことができるようになりました。すでに、下野上1区の一部がこの区域に認定され、帰還困難区域の避難指示解除に向けた動きが始まっております。

ただし、この制度においてもすべての町土の避難指示解除を行うことは難しいところではありますが、引き続き努力してまいります。

最後になりますが、この第三次復興計画は、町民を始めとした大熊町に関わる多くの皆さまの計画であり、行政だけでは達成することは困難です。そのため、皆さまと力を合わせ、各施策に取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

令和5年12月

大熊町長 吉田 淳

策定の目的と概要

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から12年の年月が経過しました。この間、大熊町では、「大熊町第一次復興計画」、「大熊町第二次復興計画」及び「大熊町第二次復興計画改訂版」を策定しました。

その後の町を取り巻く環境の変化を踏まえ、町は復興の加速化に向けて、今後10年間（令和6年1月から令和16年3月）の町が進むべき方向性を示す、最上位の開発・振興計画となる「大熊町第三次復興計画」を策定します。

計画策定にあたっては、大熊町に対して様々な関わり方や想いを持つ人たちがいることを前提に、「大熊町第三次復興計画」を大熊町に関わる全ての人たちのための計画とするとともに、持続的な地域づくりに向けて、みんなでまちづくりを進めていく計画とします。

第三次復興計画

避難先での生活再建の継続と合わせ、町土復興に向け、特定帰還居住区域の拡大や帰町・移住の促進、産業振興、教育等の施策を示し、様々な人が「まちに関わる」「まちづくりに携わる」ことを促進する計画

計画のコンセプトと理念、取組の柱

コンセプト

想いと誇りでつくる



～くらし、つながるみんなのまち～

理念1

町民一人一人の
安心で充実した
暮らしの実現

理念2

大熊町への
自分に合った
関わり・交流を育む町

理念3

ふるさとの想いを伝え、
これからの担う
人づくり

- 柱1 町を支えるインフラ整備
- 柱2 暮らしに向けた仕組みづくり
- 柱3 みんなで主体的に学び合う生涯学習環境づくり
- 柱4 魅力的な産業づくりと研究開発の展開
- 柱5 まちへの主体的な関わりを促進する環境づくり
- 柱6 未来へつなぐ、持続可能な地域づくり

※ 本コンセプトは、第三次復興計画で一番大切にしたい想いを、町民の方々をはじめ計画書を手にする人たちに伝える言葉です。

大熊町に想いを持つ「みんな」が、住んでいる場所に関係なく、日々を暮らし、交流し、「まちづくりに自分自身が関わっているという自負心（＝シビックプライド）」を持って、ともにまちをつくっていくという想いが込められています。

第二次復興計画改訂版策定後の主な環境の変化

○大川原地区復興拠点の整備

平成31年4月

大川原・中屋敷地区では先行して避難指示が解除されました。大川原地区においては、役場本庁舎や災害公営住宅、再生賃貸住宅、医療福祉施設、交流施設、商業施設、宿泊・温浴施設の整備が完了。教育施設である「学び舎ゆめの森」も、町内の新校舎にて、令和5年8月25日から第2学期を迎えることができました。

大川原地区復興拠点の様子（令和5年7月撮影）



○特定復興再生拠点区域の整備

令和4年6月

町内の特定復興再生拠点区域（約860ha）が避難指示解除されました。

本区域が避難指示解除となったことで、震災前の中心市街地であったJR大野駅西口の一帯について、開発を進めています。

大野駅西交流エリア（産業交流施設等）の整備イメージ



○特定帰還居住区域の創設 （特定復興再生拠点区域外）

令和5年6月

福島復興再生特別措置法が改正され、「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。

特定帰還居住区域のイメージ

帰還住民の日常生活に必要な宅地、道路、集会所、墓地等を含む範囲で設定

- ①放射線量を一定基準以下に低減できること
- ②一体的な日常生活圏を構成していた、かつ、事故前の住居で生活の再建を図ることができること
- ③計画的かつ効率的な公共施設等の整備ができること
- ④拠点区域と一体的に復興再生できること

○住宅の整備

町内には、帰町者向けの災害公営住宅が92戸、転入者も入居できる再生賃貸住宅が40戸整備されています。

加えて、**令和5年3月**には子育て住宅（再生賃貸住宅）を8戸整備しています。

○産業に係る主要な出来事

平成31年4月

町内においてイチゴの高設養液栽培が開始されました。現在では、年間を通して生産したイチゴが出荷されており、町内でも販売されています。

令和2年10月

大熊リサイクルセンターが開所しました。不燃性廃棄物の中間処理に加え、太陽光パネルのリサイクルに向けた研究が実施されています。

令和3年9月

大熊るるるん電力(株)が設立されました。町のゼロカーボンを実現するため中心的役割を担う地域新電力として設立されました。

令和4年7月

新産業の創出及びソーシャルビジネス関連の企業・起業家を支援する、大熊インキュベーションセンターが開所しました。

目指す姿

大川原地区復興拠点、下野上地区復興拠点、大熊IC周辺エリア、国道6号周辺エリア（西大和久）の4つの機能集積エリアを中心に、だれもが暮らしやすい町を目指します。

まちづくりに重要な3つの時点

- ① 産業交流施設及び商業施設（JR大野駅西口）の開業 令和6年度冬
- ② 特定帰還居住区域復興再生計画の完了 計画期間の中期を目指す
- ③ 特定帰還居住区域の安心できる生活環境整備 令和16年3月

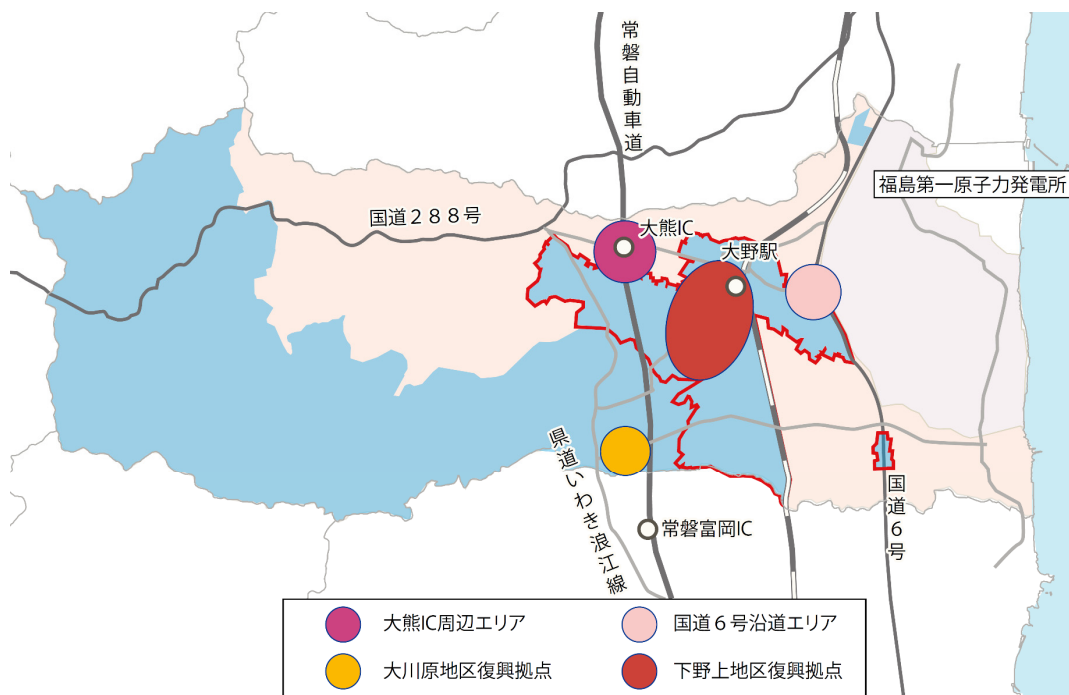
○現在実施が決定している事業のうち、未了の主な事業

名称	完了時期（予定）
●大熊中央産業拠点	令和5年度整備完了予定
●下野上地区 スマートコミュニティ	令和5年度整備完了予定
●大熊西工業団地	令和5年度一部整備完了 (令和6年度完了予定)
●大野南住宅エリア 再生賃貸住宅	令和6年度春入居開始予定
●原住宅エリア 再生賃貸住宅	令和6年度春入居開始予定
●産業交流施設	令和6年度冬開所予定
●商業施設（下野上）	令和6年度冬開所予定
●町道東67号線 (錦台工区、熊町工区)	令和6年度開通予定
●原住宅エリア宅地分譲	令和6年度一部分譲開始予定
●大野駅東住宅エリア	令和8年度宅地整備完了予定
●社会教育複合施設	令和9年度完成予定

○左表以外に今後計画・検討していく主な事業

名称
●西大和久地区整備（大和久地区）
●総合運動施設整備（下野上・熊地区）
●大熊IC周辺整備（野上・下野上地区）
●新産業団地整備 (交通アクセスの優れた地区など)
●坂下ダム小水力発電施設整備
●大規模太陽光発電施設整備
●大野南住宅エリア宅地分譲
●居宅介護サービス施設 ※福祉の里構想に基づく
●町道東63号線の整備
●各拠点間を結ぶ町道の整備や機能強化
●復興公園整備（熊川地区）

大熊町 4つの機能集積エリア



柱1

町を支える インフラ整備

復興拠点と新たな機能集積エリア整備

●下野上地区復興拠点の整備

- ・産業交流施設、商業施設や広場、社会教育複合施設を整備
- ・再生賃貸住宅を整備（原・大野南）など

●大熊IC周辺エリアの整備

- ・常磐自動車道・町道の両方からアクセス可能な休憩施設と地域振興施設の一体的な整備

●国道6号周辺エリア（西大和久）の整理

- ・商業施設の誘致
- ・福島国際研究教育機構（F-REI）や大熊インキュベーションセンターなどから生み出される企業や研究施設等を誘致 など

柱2

暮らしに向けた 仕組みづくり

生活・帰町・移住定住支援

●帰町や移住定住促進に向けた取組

- ・町内不動産のマッチング支援
- ・新たな住宅整備や分譲等宅地整備 など

●子育て支援

- ・子育てに関する包括的支援を実施
- ・民間事業者との連携による既存空間を活用した子どもの遊び場の提供 など

つながり・交流づくり

●町内外におけるコミュニティづくり

- ・町内外で活動する民間団体のコミュニティ活動への支援を継続
- ・帰町者と移住者が交流する機会の創出に向けた支援を検討 など

●町外居住者の町とのつながりづくり

- ・町外で暮らす町民と町との間のつながり維持や、帰町を促進するための町民と町との絆を維持する取組を検討
- ・町外に住んでいる人が一時的に帰町するきっかけとなるような交流機会づくり など

安全・安心確保

●新たな防災機能の確保

- ・特定復興再生拠点区域内において防災拠点等を整備し、防災力の強化を目指す。
- ・今後整備する各種公共施設において、備蓄倉庫等の設置を検討

特定復興再生拠点区域外のまちづくり

●段階的な特定帰還居住区域の取組

- ・「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、特定帰還居住区域を定め、区域内の除染・インフラ復旧を進める

道路・上下水道整備

●道路の整備

- ・東西連絡道路の整備
- ・特定帰還居住区域における帰還に必要な道路の復旧 など

全文は、計画書本編
【P28～36】をご覧ください。

大熊福祉の里づくりに向けた取組

●福祉・介護サービス構築の取組

- ・保健・福祉などが連携した分野横断的なサービス導入の検討
- ・多機関・多職種との連携による包括的な相談支援体制の構築を支援 など

●健康支援・介護予防の連携

- ・町民の健康意識の向上に向けた啓発
- ・町外の避難先においても現在実施している出前健康講座の継続を検討 など

●医療体制の強化

- ・県立大野病院の後継となる病院の早期設置と環境整備に向けた県との協力
- ・町診療所の安定的な運営と後継病院との連携による町内医療体制の強化 など

買い物・食事

●大野駅西交流エリア商業施設の整備

- ・大野駅西交流エリアに公設の商業施設を整備し、コンビニや飲食店、物販店を誘致 など

全文は、計画書本編
【P37～44】をご覧ください。

生涯学び続ける豊かな教育環境の創出

●一貫した教育に向けた施策

- ・子どもたちの相互交流促進、教育に関わる人が子どもたちや教育プログラムを共有すること等により、シームレスにつながる教育プログラムを検討

●学びの機会を保障する生涯学習環境の整備に向けた施策

- ・学校・家庭・地域の教育力を高め、連携・協働による教育の充実・体験的な学びを提供
- ・地域の歴史・伝統・文化を育み継承できる人・地域づくりの基盤となる施策を検討
など

幼児教育

●遊びながら学ぶ幼児教育プログラム

- ・義務教育課程に切れ目や継ぎ目なくつなげるシームレス型保育を実施
- ・遊びの中で経験し学び、様々な人々と一緒に学んでいける環境づくりを進める

ふるさと大熊の記憶の継承

●大熊の記憶をつなぐ

- ・「大熊」に関する様々な資料について、社会教育複合施設で収集、保管、展示できる環境づくりに取り組む
など

学校教育

●魅力的な教育のブランド化

- ・多角的な観点から教育環境を充実させ、教育のブランド化を図る
- ・学び舎ゆめの森の特徴的な教育について、積極的な情報発信の実施
など

●学校を核とした地域コミュニティづくり

- ・「地域で考えてみんなで教育をつくっていく」ための取組を検討
など

社会教育

●社会教育複合施設の整備

- ・学び舎ゆめの森を社会教育の場として活用
- ・新たな社会教育複合施設の整備

●主体的に学び、課題を解決するための学習プログラムの充実

- ・主体的に学び、地域や自らの課題を解決するための土台となる教育プログラムの充実
- ・学び直しの機会を設けることを検討

スポーツを通じた健やかで楽しい
「ひと」「まち」づくり

●スポーツ行政基盤の充実

- ・大熊町内、避難先でスポーツを楽しむ個人や団体、指導者とのネットワークをつくる
- ・町民が主体的にスポーツに親しむための仕組みづくり
など

大熊町立 学び舎 ゆめの森



柱4

魅力的な産業づくり と研究開発の展開

農林水産業の再開に向けた取組

●営農できる環境の整備

- ・「大熊町営農再開ビジョン」に基づき、営農再開に向けて、「担い手確保」と「農地を守る」取組を定め実行
- ・ため池の放射性物質対策工事 など

●戦略的営農再開に向けた取組

- ・大川原地区を「先行モデル地区」と位置づけ、具体的な取組を展開し、その成果を踏まえた周辺地区への展開を検討 など

●林業における施策

- ・森林所有者の意向を踏まえながら、町が放射性物質調査や森林整備等を実施
- ・表土流出防止柵の設置などの放射性物質対策を一体的に進める

福島イノベーション・コースト構想との連携

●福島イノベーション・コースト構想に基づく関連産業の誘致

- ・福島イノベ機構が実施するビジネスマッチングの取組と連携を図り関連産業の誘致に取り組む

起業・立地から成長・定着まで一貫して支える産業基盤づくり

●町内の産業エリアへの企業誘致

- ・町が整備する4つの産業エリアが連携することにより効果的に企業誘致を促進

全文は、計画書本編【P53～61】をご覧ください。

柱5

まちへの主体的な関わりを促進する環境づくり

社会参加による生きがいづくり

●社会参加へのきっかけづくり

- ・地域のつながりをつくり、ボランティア、地域行事、地域防災活動、清掃活動への町民の参加を促進
- ・見守り活動やちょっとしたお手伝い等の福祉の担い手育成に向け、きっかけづくりや関わりやすい手法及び支援などを検討 など

全文は、計画書本編【P62～65】をご覧ください。

柱6

未来へつなぐ、持続可能な地域づくり

適切な行財政運営によるまちづくり

●費用便益分析による適切な事業の推進

- ・持続可能な行財政運営や施設運営に向けて、費用対効果や必要性について十分に検証したうえで、適切な事業を推進

企業とまちの関わり

●町内企業とまちとの連携

- ・町内企業や大熊インキュベーションセンターの入居企業を対象に、大熊町のまちづくりに関わる機会の創出に向けた取組を検討

大学等の学校とまちの関わり

●大学等との連携と課題解決

- ・産学官で連携しながら、関係人口・交流人口の拡大や、関係者の知恵と活力を活かして地域課題の解決に向けた事業や実証実験などに取り組む

ヒトモノコトをつなぐ仕組みづくり

●交流の促進

- ・町の復興を体験できるようなコンテンツやツアールート、来訪者と町で暮らし活動する人との交流プログラムの導入を検討

脱炭素社会づくりに向けた取組

●再生可能エネルギーの最大限導入

- ・大熊町ゼロカーボンビジョンに基づき太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの将来的な導入量（太陽光発電：60メガワット、風力発電：30メガワット）を目指すなど

全文は、計画書本編【P66～73】をご覧ください。



手形は、学び舎ゆめの森に通う
0歳児、1歳児のものです。(原寸大)



大熊町企画調整課

〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話：0240-23-7584 (直通) F A X：0240-23-7844